

船舶事故調査報告書

平成29年3月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（かき筏 ^{いかだ} ）
発生日時	平成28年8月11日 22時15分ごろ
発生場所	広島県広島港第1区 宇品灯台から真方位051° 1,350m付近 （概位 北緯34° 20.9′ 東経132° 28.5′）
事故の概要	プレジャーボートみやび ^{スリー} Ⅲは、北東進中、かき筏に衝突した。
事故調査の経過	平成28年8月15日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート みやびⅢ、5トン未満（長さ6.34m）
船舶番号、船舶所有者等	280-30588広島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長 二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船底外板に擦過傷 かき筏 なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期 月齢 12.3
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、船長の家族2人を乗せ、花火大会の観覧を終え、GPSプロッターに往路の航跡を表示させ、それに沿って約10ノットの対地速力で手動操舵により北東進していた。</p> <p>船長は、「かき筏設置区画の北端にある黄色回転灯」（以下「本件回転灯」という。）を目印に右転するつもりで、本件回転灯を探していたところ、かき筏に衝突した。</p> <p>本件回転灯は、本事故の前に発生した事故で損傷して消灯していた。</p> <p>本船にレーダーはなかった。</p> <p>船長は、GPSプロッターの表示を小縮尺にしたままだったので、過去の航跡が複数表示された広範囲の表示となっており、自船の位置が往路の航跡から外れたことに気付かなかったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、船長が、本件回転灯が消灯していることを知らず、本件回転灯を探すことに意識を向け、GPSプロッターの縮尺を適宜切り替えるなどして船位の確認を適切に行っていなかったことから、かき筏に向かって航行していることに気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、船長が、船位の確認を適切に行っていなかったため、かき筏に向かって航行し、本船がかき筏に衝突したものと考えられる。

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・GPSプロッターを使用するときは、適宜縮尺を切り替えて使用すること。
-----------	---